

社会福祉法人戸田市社会福祉協議会手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戸田市手話通訳者派遣事業実施要綱（平成16年5月19日）（以下「戸田市実施要綱」という。）に基づき社会福祉法人戸田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が受託事業として実施する社会福祉法人戸田市社会福祉協議会手話通訳者派遣事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣事務所の設置及び所在地)

第2条 本会は、本事業の実施に際し、戸田市手話通訳者派遣事務所（以下「派遣事務所」という。）を設置する。

- 2 派遣事務所を戸田市川岸2丁目4番8号に置く。
- 3 派遣事務所の業務時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 4 派遣事務所の運営は、本会、福祉事業課が所掌する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手話通訳者 専任手話通訳者及び登録手話通訳者
- (2) 専任手話通訳者 本会が雇用する手話通訳の技能等を有する職員
- (3) 登録手話通訳者 前号に掲げる職員を除き、別に定める社会福祉法人戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者認定試験（以下「認定試験」という。）に合格した者のうち、登録手話通訳者として活動を行う意思があり、本会に登録する者
- (4) 登録 前号に規定する登録とは、登録手話通訳者として活動を行う者を、本会が作成する登録手話通訳者台帳に記載することをいう
- (5) 継続登録 前号に規定する登録を年度ごとに更新することをいう
- (6) 登録抹消 第4号に規定する、登録手話通訳者台帳から当該登録手話通訳者の記載を抹消することをいう
- (7) 再登録 登録抹消された者が所定の条件のもと再度登録することをいう
- (8) 利用対象者 戸田市実施要綱第3条及び第4条に規定するもの
- (9) 利用者 前号に規定するもので、実際に手話通訳者の派遣を受けるもの
- (10) 活動休止 登録手話通訳者のやむを得ない事情により、継続して活動を2年を超えない範囲で遂行できないときは、登録手話通訳者として登録したまま、活動を休止することができる。その間研修等のみに参加したとしても活動休止状態

とみなす

- (11) 活動停止 社会福祉法人戸田市社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)が登録手話通訳者の活動を停止することをいう

(派遣の申請)

第4条 利用対象者は、派遣日の1週間前までに戸田市社会福祉協議会手話通訳者派遣申請書(第1号様式)により、会長に申請するものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

- 2 前項の受付時間は、派遣事務所の業務時間とする。

(派遣の決定等)

第5条 会長は、前条の申請があった時は、手話通訳者の派遣の可否を決定し、利用者に決定内容を戸田市社会福祉協議会手話通訳者派遣決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- 2 前項の派遣決定により、派遣する手話通訳者に対し、派遣依頼書(第2号様式の2)により、派遣の依頼をするものとする。

(派遣の区域及び時間)

第6条 手話通訳者を派遣する区域は、埼玉県内及び東京都特別区内とする。ただし、派遣事務所が派遣区域内において手話通訳者を派遣することが諸事情により困難なときは、埼玉県及び埼玉県内の市町村ならびに東京都及び東京都内の特別区の手話通訳者派遣事業を利用し、申請に応えるよう努めるものとする。

- 2 前項に規定するただし書きにおいて、派遣事務所以外の手話通訳者派遣事業を利用したときは、当該手話通訳者派遣事業に定められた費用を当該手話通訳者派遣事業実施者からの請求に基づき派遣事務所が負担する。ただし、第8条ただし書の規定に基づき利用者が費用を負担する事項は、利用者に費用を請求する。

- 3 手話通訳者の派遣ができる時間は、午前8時30分から午後9時30分までとし、一人の手話通訳者の派遣ができる時間は、原則1日あたり8時間以内とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(派遣区域外の対応)

第7条 前条に規定する派遣区域外の申請については、各都道府県及び市区町村の手話通訳者派遣事業を利用し、申請に応えるよう努めるものとする。ただし、第8条ただし書の規定に基づく事項は、除くものとする。

- 2 前項の規定により、派遣区域外の手話通訳者派遣事業を利用したときは、当該手話通訳者派遣事業に定められた費用を当該手話通訳者派遣事業実施者からの請求に基づき派遣事務所が負担する。

(派遣の費用)

第8条 手話通訳者の派遣に要する費用は無料とする。ただし、戸田市実施要綱第4条に規定する派遣対象のうち、企業等からの依頼で手話通訳者が派遣された場合は、別表1に定めるところにより利用者に費用等を請求する。また、手話通訳者が派遣中に要する入場料等の経費は利用者の負担とする。

(専任手話通訳者)

第9条 専任手話通訳者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 手話通訳者の派遣に関すること
- (2) 手話通訳者派遣事業に関わる機関との連携及び調整に関すること
- (3) 利用対象者及び利用者への情報提供及び日常生活の支援に関すること
- (4) 手話通訳者の養成・研修に関すること
- (5) その他、手話通訳者派遣事業に関すること

(登録の手続き)

第10条 認定試験合格者の登録手話通訳者としての登録は、次の各項の手続きにより行うものとする。ただし、認定試験合格後、登録手話通訳者として登録の実績が2年を超えていない者の登録については、本会が定める講習会を受講後、以下の手続きをするものとする。

- 2 認定試験合格者で登録手話通訳者として登録を希望する者は、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者登録申請書(第3号様式)を会長に提出する。
- 3 会長は、前項の規定により申請がなされたときは、速やかにその可否について審査し、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者登録決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。
- 4 会長は、前項の規定により登録を可とした者を登録手話通訳者として登録するとともに、登録手話通訳者に、委嘱状及び社会福祉法人戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者証(第5号様式)を交付する。
- 5 登録手話通訳者の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、再任を妨げない。なお、登録手話通訳者を年度途中で委嘱した場合の任期は、委嘱した日から当該年度の年度末までとする。

(継続登録)

第11条 登録手話通訳者の継続登録は、次項の手続きにより行うものとする。

- 2 毎年度末までに、次年度の登録について継続の意思がある登録手話通訳者については、次年度も登録を継続するものとして、会長は継続登録する。

(登録抹消)

第12条 登録手話通訳者の登録抹消は、次の各項の手続きにより行うものとする。

- 2 登録手話通訳者を辞退しようとする者は、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者

登録抹消届(第6号様式)を会長に提出する。

3 会長は、前項により、登録手話通訳者から届出がなされたときは、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者登録抹消決定書(第7号様式)を通知し、登録を抹消する。

4 会長は、登録手話通訳者の活動休止状態が2年を超えた場合、また登録手話通訳者の責による理由により、やむを得ないと判断したときは、登録手話通訳者の登録を抹消することができるものとする。

(再登録)

第13条 前条の規定により登録手話通訳者としての登録を抹消された者の再登録については、次の各項の手続きにより行うものとする。

2 登録抹消後、2年を超えない者については、本会が定める講習会を受講後、第10条に規定する手続きにより再登録することができる。

3 登録抹消後、2年を超えた者については、改めて認定試験に合格した後、第10条に規定する手続きにより再登録することができる。

4 前条第4項に規定する、登録手話通訳者の責による理由により、やむを得ないと判断し会長が登録を抹消した者については、再登録を認めない。

(活動休止)

第14条 登録手話通訳者がやむを得ない事情により、継続して2年を超えない範囲で活動を遂行できない場合は、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者活動休止届(第8号様式)を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の規定により活動休止の届出がなされたときは、内容を精査し、その可否を決定し、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者活動休止決定書(第9号様式)により、通知する。

3 活動休止中の登録手話通訳者が2年を超えない範囲でこの解除を申し出る場合は、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者活動休止解除届(第10号様式)を会長に提出するものとする。

4 会長は、前項の規定により活動休止の解除の届出がなされたときは、内容を精査し、その可否を決定し、戸田市社会福祉協議会登録手話通訳者活動休止解除決定書(第11号様式)により、通知する。

(活動停止)

第15条 会長は、登録手話通訳者が活動を継続することで、本事業等に支障が生じると認めるときは、当該登録手話通訳者を活動停止させることができる。

2 会長は前項の規定により活動停止したときは、速やかに原因を究明し、その処理にあたるものとする。

(活動報告)

第16条 登録手話通訳者は、手話通訳を行った日の属する月の翌月の10日までに、手話通訳活動報告書（第12号様式）により会長に報告しなければならない。

（登録手話通訳者への報酬等）

第17条 会長は前条の報告に基づき、登録手話通訳者に対し、別表2に定める報酬等を支払うものとする。

（保険の加入）

第18条 会長は、派遣に伴う事故の遭遇等を考慮して、登録手話通訳者を本会負担により保険に加入させるものとする。

（派遣の停止）

第19条 利用対象者が、この要綱に反し、虚偽の申請があったときは、会長は当該申請の手話通訳者派遣を停止することができるものとする。

（登録認定の停止等）

第20条 登録手話通訳者がこの要綱に反したときは、会長は次の各号に掲げる事項を行うことができるものとする。

(1) 報酬等の支払の停止又は返還請求

(2) 登録手話通訳者としての活動停止又は登録抹消

（特別派遣）

第21条 派遣事務所に対し、市外の手話通訳者派遣事業実施者から聴覚障害者等への市内における手話通訳者の派遣依頼があったときは、本事業の業務に支障がない範囲で、これを請けることができる。

2 会長は、前項の規定において手話通訳者を派遣したときは、当該手話通訳者派遣事業実施者に対し、第17条第1項に規定する別表に掲げる報酬等を請求する。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 8 条関係)

<p>費 用</p>	<p>1 費用は原則として通訳の開始(待合せ時間からの利用者との打合せ時間等を含む。)から終了までを基準時間とし、2時間までを5,000円、以降30分毎に500円ずつ加算した額を請求する。</p> <p>2 申請者からの派遣のキャンセルが、派遣依頼日の前日(その日が派遣事務所の閉所日の場合は、その前日)午後5時以降にあった場合、5,000円を請求する。</p>
<p>交 通 費</p>	<p>通訳活動に要した交通費は、利用した公共交通機関の往復分の実費を請求する。</p> <p>なお、通訳活動において、公共交通機関を利用することが困難な場合で、タクシーを利用した場合は往復分の実費を請求する。</p>

別表 2 (第 17 条関係)

<p>報 酬</p>	<p>1 報酬は原則として通訳の開始(待合せ時間からの利用者との打合せ時間等を含む。)から終了までを基準時間とし、2時間までを4,500円、以降30分毎に500円ずつ加算した額を支給する。なお、埼玉県<small>の</small>正規登録手話通訳者として活動する者は通訳活動1回あたり500円、手話通訳士の資格を有する者は通訳活動1回あたり1,000円を通常<small>の</small>報酬に加算した額を支給する。ただし、加算額は1,000円を上限とする。</p> <p>2 派遣依頼が事故や急病等緊急の場合であって、手話通訳が午後10時から午前5時までの間に実施された場合は、前項に規定する報酬の100分の150に相当する額を支給する。</p> <p>3 申請者からの派遣のキャンセルが、派遣依頼日の前日(その日が派遣事務所の閉所日の場合は、その前日)午後5時以降にあった場合、4,500円を支給する。なお、埼玉県<small>の</small>正規登録手話通訳者として活動する者は5,000円、手話通訳士の資格を有する者は5,500円を支給する。</p>
<p>交 通 費</p>	<p>通訳活動に要した交通費は、利用した公共交通機関の往復分の実費を支給する。利用する経路は、最も経済的な通常<small>の</small>経路及び方法によるものとする。</p> <p>なお、通訳活動において、公共交通機関を利用することが困難な場合及び消防署、警察署等からの緊急の派遣依頼で急を要する場合には、タクシーの利用を認めるものとし、その利用にかかる往復分の実費を支給する。</p>